

競馬法施行令

第一章 総則

(出走の意味)

第一條 法及び法に基いて発する命令において、出走とは、競走のため、馬が、発走線において、発走委員の真正な発走合図を受けたることをいう。

第二章 地方競馬

(競馬場の再開)

第二條 都道府県又は指定市は、競馬場を廃止したときは、その日から一年以内は、その競馬場において、再び競馬を開催することができない。

(監督)

第三條 競馬の開催、勝馬投票券の発賣、拂戻金の交付その他競馬を行

うため必要事業は、当該都道府県又は当該指定市が、自らこれを行わなければならない。

2 都道府県又は指定市は、請負又は委任その他何等の名義をもってするを問わず、前項の規定を免れる行為をしてはならない。

第四條 競馬の開催、勝馬投票券の発賣及び拂戻金の交付は、都道府県に於ては、当該都道府県の区域外において、指定市に於ては、当該指定市の属する都道府県の区域外において、これをする事ができない。

第五條 競馬場には、左の設備をしなければならない。

一 長さ千メートル以上、巾十六メートル以上の馬場

二 審判所、検量所、装束所、下見所、勝馬投票券発賣所、拂戻金交付所、入場券発賣所及び競馬場内外の境界を、

農林大臣は、都道府県知事に対し、都道府県知事は、指定市の市

長に対し、前項各号に掲げる設備が不適当であると認めるときは、その変更を命ずることができる。

第六條 勝馬投票券発売所又は勝馬金交付所を競馬場外に設置する場合には、当該競馬場から四キロメートル以上離れていなければならぬ。

第七條 競走の回数は、一日につき、日出から日没までの間において十二回以内とする。

(登録及び実施規程)

第八條 都道府県は、競馬を行おうとするときは、登録又は競馬の実施に関する規程を定め、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

第九條 都道府県の組合が、登録を行おうとするときは、登録に関する規程を定め、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

第十條 指定市は、競馬を行おうとするときは、競馬の実施に関する規程を定め、当該都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

第十一條 前項の規定により、都道府県知事が、認可しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

第十二條 第一項、第二項又は第三項の規定により認可を受けた規程を変更しようとするときは、また前項と同様とする。

第十三條 農林大臣は、都道府県又は都道府県の組合の登録又は競馬の実施に関する規程の変更を命ずることができる。

第十四條 農林大臣は、都道府県知事に対し、指定市の競馬の実施に関する規程の変更を命ずることができる。

第十五條 登録に関する規程には、左に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 馬主の登録に関する事項
二 馬の登録に関する事項
三 馬の登録の登録に関する事項
第十條 競馬の実施に関する規程には、左に掲げる事項を記載しな
ればならない。

- 一 開催職務委員の職務に関する事項
- 二 競走馬に関する事項
- 三 番組に関する事項
- 四 発走及び審判に関する事項
- 五 馬主及び騎手に関する事項
- 六 入場者及び入場料に関する事項
- 七 競馬場内の取締に関する事項
- 八 競馬投票法の種類に関する事項

- 九 競馬投票券の券面金額及び様式に関する事項
- 十 競馬投票券の発賣所及び発賣方法に関する事項
- 十一 競馬投票券の発賣所を当該競馬場外に設置したときは、その位
置、設備、競馬投票券の発賣方法及び当該競馬場との連絡に関
する事項

- 十二 拂戻金交付所及び交付方法に関する事項
- 十三 拂戻金交付所を当該競馬場外に設置したときは、その位置、
設備、拂戻金の交付方法及び当該競馬場との連絡に関する事項
- 第十一條 農林大臣は、操縦規程例を定めることができる。
- 第十二條 都道府県又は指定市は、競馬を開催しようとするときは、
左の各号に掲げる開催職務委員を置かなければならない。

- 一 委員長
- 二 審判委員

- 三 発走委員
- 四 検査委員
- 五 審判編成委員
- 六 馬場管理委員
- 七 場内取締委員
- 八 投票委員

第十三條 都道府縣又は指定市は、法第二十九條第二号、第四号及び第五号に掲げる者に対し、各その職を表示する章を交付し、競馬開催中は、当該競馬場内において、常にこれを用させなければならぬ。

第十四條 競走は、きゆう步競走、速歩競走、しやうがい競走及びばんえい競走の四種とする。

第十五條 きゆう步競走の距離は八百メートル以上、速歩競走及びしやうがい競走の距離は千六百メートル以上、ばんえい競走の距離は百メートル以上とする。

第十六條 法第十三條から第十六條までに規定する各登録又は免許は、同時に、二箇所以上において、これを受けることができない。

第十七條 都道府縣又は都道府縣の組合は、登録し又は免許しようとするときは、登録又は免許を受けようとする者が、他において既に登録又は免許を受けているときは、その登録又は免許の取消を受けた場合でなければ、登録し又は免許することができない。

第十八條 競走に出走させることができる馬は、当該都道府縣又は当該都道府縣が組合員となつてゐる都道府縣の組合が行う登録を受けたる四歳以上一しやうがい競走にあつては、五歳以上の馬でなければならぬ。但し、八月以降に開催する競馬の競走（しやうがい競走）

馬の登録は

馬の登録は、馬名登録及び出馬登録の二種とする。

馬名。登録
と云ふは、
当該馬に
燒印を押し

を、当該馬の所有者に対し、交付する。

前項の馬が他において、更に馬名の登録を受けよう

とするときは、当該馬の所有者は、

登錄証を、

当該都道府縣又は当該都道府縣の組合に対し、提示

しなけねはよりよい。

前場の場合においては、烙印は、これを押さるゝ

出馬雲保は都建程ふ
日馬の病府のこり、
高徳都建府又は古法都建

出馬空腔に都さねと云ふ。此馬の南條といふ。南條は都さね又は古法都さね
都さねの馬す。都さねの馬の馬名空腔と云ふといふ馬なり。馬名空腔なり。
これなり。

第十二條 当該都道府県又は当該都道府県が組合員となつてゐる都道府県の組合が行う免許を受け、競争のため、馬を調教し又は騎乗することができる。

(小乗騎)

勝く。一に於ては、三歳の馬を出走させることが出来る。

馬の年齢は、数え年によつて計算する。

第十七條 馬の負担重量及び加増距離は、馬の年齢、性、勝利回数及び「ハンデキャップ」により、これを定めなければならぬ。

第十八條 都道府県又は指定市は、競馬場内の秩序を維持するため、入場者の整理、競馬に關する犯罪及び不正の防止並びに競馬場内における品位及び衛生の保持について必要を取締を行わなければならない。

第十九條 都道府県又は指定市は、競走の公正を確保するため必要があるときは左の各号に掲げる処分をすることが出来る。

一 馬の出走を停止すること。

二 騎手の騎乗を停止すること。

三 馬主、騎手又は馬丁に対し通告し又は罰金に課税すること。

止し若しくは停止すること。

四 入場を拒否し又は入場者に対し競馬場外へ退去を命ずること。

都道府県又は指定市は、前項の処分をしたときは、馬主又は馬にあつては、当該馬主又は当該馬を登録した者に、騎手にあつては、当該騎手を登録した者に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第二十條 競馬投票券の発売は、その競走に出走すべき馬が確定した後開始し、馬が発走するまでに行われなければならない。

前項の規定により、競馬投票券の発売を終つたときは、各競馬投票法に区分した各馬に対する競馬投票券の発売金額を遅滞なく競馬場内の一定の場所に掲示しなければならない。

第二十一條 複勝式競馬投票法において、第一着、第二着及び第三着となつた馬を勝馬とする場合において、第一着又は第二着となつた

馬が二頭あるときは、次差順以下の馬はこれを一着戻し二頭をとえ
るときは、そのこえた頭数一頭ごとに更に一着戻しつづり下げた
着順の馬をみず。第一着及び第二着をつた馬を勝馬とする場合
において、第一着をつた馬が二頭以上あるときもまた同様とする。
2 連勝式勝馬投票法において、第一着をつた馬が二頭以上あると
きは、その各馬の属する番号を一組としたものを勝馬とし、第一着
をつた馬が一頭で第二着をつた馬が二頭以上あるときは、第一
着をつた馬の属する番号及び第二着をつた各馬の属する番号を
その順位に従い一組としたものを勝馬とする。

第三章 資産の譲渡

(承継の結果の報告)

第二十二條 都道府縣が、馬匹組合連合会(縣を区域とする馬匹組合を含む。)の資産及び負債を承継したときは、資産にあつては、その種類、價格、所在の場所及び状況を、負債にあつては、その種類及び額を、遅滞なく、農林大臣に報告しなければならない。

前項の價格は、法令により定められた價格があるものについてはその價格によるものとし、法令により定められた價格がないものについては時價によるものとし、所在の場所は、承継の当時及び現在の場所を併せて記載しなければならない。

(公示)

第二十三條 都道府縣は、法第三十七條第二項の規定により承継した資産を譲渡しようとする場合には、当該資産の種類、所在の場所及

び状況並びに買受を申し込むべき期日を公示しなければならない。

第二十四條 前條の公示は、買受を申し込むべき期日から起算して少くとも三十日以前に第一回を、買受を申し込むべき期日まで少なくとも、三回以上、これをしなければならない。

(譲渡の相手方)

第二十五條 買受を申し込むべき期日までに買受の申込をした者のうち、当該馬匹組合連合会を組織している馬匹組合又は縣を区域とする当該馬匹組合の組合員の一部を組合員とする農業協同組合又は当該農業協同組合を組合員とする農業協同組合連合会があるときは、都道府縣は、その者と、当該資産の價格について協議しなければならない。

第二十六條 前條の場合において、農業協同組合及び農業協同組合連合会が二以上あるときは、都道府縣は、入札の方法により譲渡の相

手方を決定しなければならない。

入れの方法によつて譲渡の相手方が決定しない場合には、抽せんによつて決定する。

第二十七條 第二十五條の場合において、協議が調わないとき又は協議することができなかったときは、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会は、当該資産の價格について、農林大臣の裁決を要めることができる。但し、買受を申し込むべき期日から三十日を経過した後においては、この限りでない。

前項の規定による裁決があつたときは、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会は、その裁決があつた日から十日以内に、その裁決に基づいて買受けるか否かを、当該都道府県に通知しなければならない。

第二十八條 都道府県は、第二十五條の規定によつて公示した買受を

申し込むべき期日までに第二十五條の規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会が買受の申込をしなかつた場合、前條第一項の但書の期間内に裁決の申込がなかつた場合又は同條第三項の期間内に買受の通知がない場合でなければ、第二十五條の規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会以外の者に、当該資産を譲り渡してはならない。

第四章 競馬部及び競馬事務所

(競馬部)

第二十九條 競馬部に、部長を置く。

部長は、一級又は二級の農林事務官又は農林技官のうちから、農林大臣が、これを命ずる。

部長は、上官の命を受けて、部務を掌る。

第三十條 競馬部に、競馬監察官及び競馬監察官補を置く。

2 競馬監察官は、一級又は二級の農林事務官又は農林技官のうちから、競馬監察官補は、三級の農林事務官又は農林技官のうちから、農林大臣が、これを命ずる。

競馬監察官は、上官の命を受けて、競馬の実施に関する監察を行

い、競馬監察官補は、競馬監察官を補佐する。

第三十一條 競馬事務所は、國営競馬の実施に関する事務を掌る。

第三十二條 競馬事務所は、札幌競馬事務所、東京競馬事務所及び京都競馬事務所とする。

第三十三條 札幌競馬事務所は、札幌競馬場及び函館競馬場を、東京競馬事務所は、福島競馬場、新潟競馬場、中山競馬場、東京競馬場及び横浜競馬場を、京都競馬事務所は、京都競馬場、阪神競馬場、小倉競馬場及び宮崎競馬場を管轄する。

第三十四條 競馬事務所に所長を置く。

2 所長は、一級又は二級の農林事務官又は農林技官のうちから、農林大臣が、これを命ずる。

(職員の増置)

第三十五條 國営競馬の事務を掌るため、農林省に増置される専任の農林事務官又は農林技官は、左の通りとする。

職員の種類	級別	一級	二級	三級	備考
農林事務官又は農林技官			七十一人	百三十六人	二級の農林事務官又は農林技官のうち四人は、農林省に増置される。
農林事務官			五十三人	八十六人	二級の農林事務官又は農林技官のうち一人は、農林省に増置される。
計			百二十四人	二百二十二人	

↑附↑則

この政令は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

農林省官制（昭和十八年勅令第八百二十一号）の一部を次のように
改正する。

第十五條を削り、第十六條を第十五條とする。

政令第 号

競馬法施行令

内閣は、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）を実施するため、
ここに競馬法施行令を制定する。

目次

第一章	出走
第二章	地方競馬
第三章	資金の譲渡
第四章	競馬部及び競馬事務所
第一章	出走

（定義）

第一条 競馬法（以下法という。）及び法に基いて発する命令にか
いて「出走」とは、競走のため、馬が、競走場において、競走委員の

和文書に署名
23.7.24
20.7.27閣議提出

真正な発走合図を受けることをいう。

第二章 地方競馬

（競馬場の設備）

第二条 競馬場には、左の設備をしなければならぬ。

- 一 長さ千メートル以上、幅十六メートル以上の馬場
- 二 審判所、検量所、装束所、下見所、騎乗投票券発賣所、拂戻
金交付所、入場券発賣所及び競馬場内外の整理
- 三 都道府県又は指定市は、競馬場を開設したときは、前項各号に掲
げる設備について、遅滞なく、府県大臣に報告しなければならぬ。
- 三 第一項各号に掲げる設備が不適当であると認めるときは、府県大
臣は、都道府県知事又は指定市の市長に対し、その意見を命ずるこ
とができる。

(競馬場外の設備の制限)

第三條 勝馬投票券發賣所又は拂戻金交付所を競馬場外に設置する場合には、当該競馬場から二キロメートル以上離れていなければならぬ。

(競走の回數等)

第四條 競走の回數は、一日につき、十二回以内とし、日出から日没までの間において、これを行わなければならない。

(実施規程及び登録規程)

第五條 都道府縣又は指定市は、競馬を行おうとするときは、競馬の実施に関する規程を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 都道府縣又は都道府縣の組合は、登録を行おうとするときは、登録に関する規程を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 前二項の規定により認可を受けた規程を変更しようとするときは、

また前二項と同様とする。

4 農林大臣は、都道府縣、指定市又は都道府縣の組合に対し、競馬の実施又は登録に関する規程の変更を命ずることが出来る。

第六條 競馬の実施に関する規程には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 開催職務委員の職務に関する事項

二 出馬馬に関する事項

三 番組に関する事項

四 発走及び審判に関する事項

五 馬主及び騎手に関する事項

六 入場者及び入場料に関する事項

七 競馬場内の取締に関する事項

八 勝馬投票法の種類に関する事項

九 勝馬投票券の券面金額及び様式に関する事項

十 勝馬投票券の発売所及び発売方法に関する事項

十一 勝馬投票券の発売所を当該競馬場外に設置するときは、その位置、設備、勝馬投票券の発売方法及び当該競馬場との連絡に関する事項

十二 拂戻金交付所及び交付方法に関する事項

十三 拂戻金交付所を当該競馬場外に設置するときは、その位置、設備、拂戻金の交付方法及び当該競馬場との連絡に関する事項
(関係業務委員)

第七條 都道府県又は指定市は、競馬を開催しようとするときは、左の各号に掲げる開催業務委員を置かなければならない。

一 委員長

二 審判委員

三 発走委員

四 検量委員

五 番組編成委員

六 馬場管理委員

七 場内取締委員

八 投票委員

(各章)

第八條 都道府県又は指定市は、法第二十九條第二号、第四号及び第五号に掲げる者に対し、各その職を表示する章を交付し、競馬開催中は、当該競馬場内において、常にこれを用さなければならぬ。

(競走)

第九條 競走は、きゆう步競走、遠歩競走、しやうがい競走及びばん

えい、競走の四種とする。

第十條 きゆう、歩競走の距離は八百メートル以上、速歩競走及びい、
うがい競走の距離は千六百メートル以上、ばん、えい、競走の距離は百
メートル以上とする。

(馬の登録)

第十一條 馬の登録は、都道府県又は都道府県の組合が、馬の所有者
(以下馬主という。)の請求により、これを行う。

2 当該都道府県又は当該都道府県の組合は、馬の登録をしたときは、
当該馬に焼印を押し、馬主に対し、登録証を交付する。

3 登録を受けている馬につき、他の都道府県又は都道府県の組合に
おいて、更に登録を受けようとするときは、馬主は、登録証を、当
該都道府県又は当該都道府県の組合に対し、提示しなければなら
ない。

4 前項の場合においては、焼印は、これを押さず。

5 競走に出走させることができる馬は、当該都道府県又は当該都道
府県の組合が行う登録(指定市が行う競馬の競走にあつては、当該
指定市の属する都道府県又はその都道府県の属する都道府県の組合
が行う馬の登録)を受けている四歳以上(い、うがい競走にあつて
は五歳以上)の馬でなければならぬ。但し、八月以降に開催する
競馬の競走(い、うがい競走を除く。)にあつては、三歳の馬を出
走させることができる。

6 馬の年齢は、数え年によつて計算する。
(競馬場内の取締)

第十二條 都道府県又は指定市は、競馬場内の秩序を維持するため、
入場者の整理、競馬に關する犯罪及び不正の防止並びに競馬場内に
おける品位及び衛生の保持について必要を取締を行わなければならない。

ない。

(競走の公正を確保するため等の処分)

第十三條 都道府県又は指定市は、競走の公正を確保し又は競馬場内の秩序を維持するため必要があるときは、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 馬の出走を停止すること。

二 騎手の騎乗を停止すること。

三 馬主、騎手又は馬丁に対し戒告し、又は競馬に關與することをして禁止し若しくは停止すること。

四 入場を拒否し、又は入場者に対し競馬場外への退去を命ずること。

2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第三号までの処分をしたときは、馬主又は馬にあつては、当該馬主又は当該馬を登録した者に、

に、騎手にあつては、当該騎手を免許した者に、遅滞なく、その旨を通知しなければならぬ。

(競馬投票券の発売)

第十四條 競馬投票券の発売は、その競走に出走すべき馬が確定した後開始し、馬が発走するさきまでに締め切らなければならぬ。

2 前項の出走すべき馬の確定の時は、第五條の競馬の実施に關する規程で、これを定めなければならない。

3 第一項の規定により、競馬投票券の発売を締め切つたときは、各競馬投票法に区分した各馬に対する競馬投票券の発売金額を、遅滞なく、競馬場内の一定の場所に掲示しなければならぬ。

(同着の場合)

第十五條 複勝式競馬投票法において、第一着、第二着及び第三着となつた馬を勝馬とする場合において、第一着又は第二着となつた馬

が二頭以上あるときは、次着順以下の馬はこれを一着順へ二頭をこえるときは、そのこえた頭数一頭ごとに更に一着順へつ繰り下げた着順の馬とみなす。第一着及び第二着となつた馬を勝馬とする場合において、第一着となつた馬が二頭以上あるときもまた同様とする。

2 連勝式勝馬投票法において、第一着となつた馬が二頭以上あるときは、その各馬の属する番号を一组としたものを勝馬とし、第一着となつた馬が一頭で第二着となつた馬が二頭以上あるときは、第一着となつた馬の属する番号及び第二着となつた各馬の属する番号のいずれかをその順位に従い一組としたものを勝馬とする。

第三章 資産の譲渡

(承継の結果の報告)

第十六條 都道府縣が、法律三十七條第二項の規定により、馬匹組合

連合会（縣を区域とする馬匹組合を含む。）の資産及び負債を承継したときは、資産にあつては、その種類、価額、所在の場所及び状況を、負債にあつては、その種類及び額を、速急を以て、参事長に報告しなければならない。

2 前項の價格は、法令により定められた價額があるものについてはその價格により、法令により定められた價額がないものについては時價によるものとし、所在の場所は、承継の当時及び現在の場所を記載しなければならない。

(公示)

第十七條 都道府縣は、法律三十七條第二項の規定により承継した資産（前項に必要を資産を除く。）を譲渡しようとする場合には、当該資産の種類、所在の場所及び状況並びに買受を申し込む期日を公示しなければならない。

第十八條 前條の公示は、買受を申し込むべき期日までに少くとも三回以上これをしなければならず、且つその第一回は買受を申し込むべき期日から起算して少くとも三十日以前にこれをしなければならぬ。

(譲渡の相手方)

第十九條 買受を申し込むべき期日までに買受の申込をした者のうちに、左の各号の一に該当する者があるときは、都道府県は、その者と、当該資産の譲渡価格について協議しなければならぬ。

一 競馬法施行の際、当該馬匹組合連合会を組織していた馬匹組合の組合員であつた者又は縣を区域とする当該馬匹組合の組合員であつた者の全部又は一部の組合員とする農業者協同組合

二 前号の農業者協同組合の組合員とする農業者協同組合連合会

第二十條 前條の場合において、農業者協同組合及び農業者協同組合連合

会が二以上あるときは、都道府県は、入札の方法により譲渡の相手方及び價格を決定しなければならない。

二 入札の方法によつて譲渡の相手方及び價格を決定することができない場合には、抽せんによつて決定する。

第二十一條 第十九條の場合において、協議が成らないとき又は協議することができなかったときは、当該農業者協同組合又は農業者協同組合連合会は、当該資産の譲渡価格について、農林大臣の裁決を求めることができる。但し、買受を申し込むべき期日から三十日を経過した後においては、この限りでない。

二 前條第一項の場合において、入札の方法により決定した譲渡価格について不服があるときは、当該都道府県は、当該資産の譲渡価格について、農林大臣の裁決を求めることができる。但し、入札の日から十日を経過した後においては、この限りでない。

3 前二項の規定による農林大臣の裁決があつたときは、当該農協同組合又は農協同組合連合会は、その裁決があつた日から十日以内、その裁決に基いて当該資産を買い受けるか否かを、当該都道府県に通知しなければならぬ。

第二十二條 都道府県は、第十七條の規定によつて公示した買受を申し込むべき期日までに第十九條各号に掲げる者が買受の申込をしなかつた場合、前條第一項但書の期間内に裁決の申請がなかつた場合又は同條第二項の期間内に買受の通知がなかつた場合でなければ、第十九條各号に掲げる者以外の者に、当該資産を譲り渡してはならない。

第四章 農林部及び農林事務所

(農林部)

第二十三條 農林部に、部長を置く。

3 部長は、一級又は二級の農林事務官又は農林技官のうちから、農林大臣が、これを命ずる。

8 部長は、上官の命を受けて、部務をつかさどる。

第二十四條 農林部に、農林監察官を置く。

2 農林監察官は、農林事務官又は農林技官のうちから、農林大臣が、これを命ずる。

8 農林監察官は、上官の命を受けて、同法の実施に関する監察を行う。

(農林事務所)

第二十五條 農林事務所は、同法の実施に関する事務をつかさどる。

第二十六條 農林事務所の名称は、札幌農林事務所、東京農林事務所及び京都農林事務所とする。

第二十七條 札幌競馬事務所は、札幌競馬場及び函館競馬場を、東京競馬事務所は、福島競馬場、新潟競馬場、中山競馬場、東京競馬場及び横浜競馬場を、京都競馬事務所は、京都競馬場、阪神競馬場、小倉競馬場及び宮崎競馬場を管轄する。

第二十八條 競馬事務所は、所長を置く。
2 所長は、一級又は二級の長林事務官又は長林技官のうちから、農林大臣が、これを命ずる。
(職員増員)

第二十九條 國営競馬の事務をつかさどるため、農林省に附設される専任の長林事務官又は長林技官は、左の通りとする。

職員の種類	級別		備考
	二級	三級	
長林事務官	五十八人	五十八人	二級の定員のうち四人を一級とすることが出来る。
長林技官	五十八人	五十八人	
計	百一十六人	百一十六人	

附則

- 1 この政令は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。
 - 2 農林省官制（昭和十八年勅令第八百二十一号）の二級を次のように改正する。
- 第十五條を削り、第十六條を第十五條とする。

施行令関係文書

Cabinet Order No.

Horse Racing Law Enforcement Ordinance

The Cabinet hereby enacts the Horse Racing Law Enforcement Ordinance in order to put in force the Horse Racing Law (Law No. 158 of 1948).

Contents.

Chapter 1.	Start.
Chapter 2.	Local Horse Racing.
Chapter 3.	Transfer of Assets.
Chapter 4.	Horse Racing Division and Horse Racing Offices.
Chapter 1.	Start.

Article 1.

(DEFINITION)

Under the Horse Racing Law(hereinafter referred to as the Law) or any Ordinance issued in pursuance of the Law, the term "to start" shall mean that a horse is given a proper signal of starting by the starter at the starting line.

Chapter 2. Local Horse Racing.

(ARRANGEMENT OF RACE TRACK)

Article 2.

Any race track shall have the following arrangements:

1. Race course no shorter than one thousand meters and no narrower than sixteen meters;
2. Judge's box, scaling place, saddling stall, paddock, betting ticket booking office, refundment office, admission booking office and fences surrounding the race track.
- 2 In the case the prefecture or designated city establishes a race track, arrangement thereof as mentioned in any of Items of the preceding paragraph, shall be reported without delay to the Minister of Agriculture and Forestry.
- 3 In the case arrangements as mentioned in any Item of para. 1 is deemed to be improper, the Minister of Agriculture and Forestry may order a prefectural governor or the mayor of a designated city to change arrangements.

(RESTRICTION ON ARRANGEMENT OUT OF PREMISES OF RACE TRACK)

Article 3.

In the case where the betting ticket booking office or refundment office is to be established out of the premises of the race track, it shall be located more than two kilometers far from the same race track.

(NUMBERS OF TIMES OF RACES)

Article 4.

裏面白紙

めくれず

191
Races to be run for a day shall be no more than twelve in number and also shall be run in the course of the time between sunrise and sunset.

(RULES FOR OPERATION OF RACING AND FOR REGISTRATION)

Article 5.

Any prefecture or designated city shall, when it purposes to hold the horse racing provide rules for operation of racing and also shall obtain the approval of the Minister of Agriculture and Forestry therefor.

2. Any prefecture or association of prefectures shall if it purposes to carry on the registration business, provide rules for registration and also shall obtain the approval of the Minister of Agriculture and Forestry therefor.

3. The same as the preceding two paragraphs shall apply to the case where a change is to be made to the rules approved in accordance with the provisions of the preceding two paragraphs.

4. The Minister of Agriculture and Forestry may order either the prefecture, designated city, or association of prefectures to change rules for operation of racing and for registration.

Article 6.

The rules for operation of racing shall carry the following matters:

1. Matters concerning the duties of Stewards;
2. Matters concerning race horses which enter a race;
3. Matters concerning programs;
4. Matters concerning starting and judging;
5. Matters concerning horse owners and jockeys;
6. Matters concerning visitors and admission fee;
7. Matters concerning maintenance of order on the premises of the race track;
8. Matters concerning classification of betting systems;
9. Matters concerning the face value and form of the betting ticket;
10. In the case where the betting ticket booking office is to be established anywhere out of the premises of the race track concerned, matters concerning its location and equipment, method of sale of the betting tickets, and its communication to the race track concerned;
12. Matters concerning the refundment office and methods of payment of dividends;
13. In the case where the refundment office is to be established anywhere out of the premises of the race track concerned, matters concerning its location and equipment, methods of payment of dividends, and its communication to the race track concerned.

(STEWARD)

Article 7.

When any prefecture or designated city purposes to hold a race meeting, it shall have the following Stewards:

1. Chief of the Stewards;
2. Judges;
3. Starters;
4. Clerks of Scales;
5. Program-makers;
6. Clerk of the Course;
7. Ground Regulators;
8. Manager of the Betting.

(BADGES)

Article 8.

The prefecture or designated city shall provide such persons as mentioned in Art. 29, Items 2, 4 and 5 with a badge to make manifest their official duties, and also shall cause them to wear the same all the times while a race meeting is under way on the premises of the race track concerned.

(RACES)

Article 9.

Races shall be classified into gallop, trotting, obstacle and draft races.

Article 10.

The distance of gallop, trotting or obstacle, and draft races shall be no less than eight hundred, one thousand and six hundred, and one hundred meters, respectively.

(REGISTRATION OF HORSES)

Article 11.

The registration of horses shall be done by the prefecture or association of prefectures on demand of any person who owns a horse hereinafter referred to as a horse owner).

2 The prefecture concerned or association of prefectures concerned shall, in case it has registered a horse, brand the horse concerned, and deliver a registration licence to a horse owner thereof.

3 In the case any horse owner purposes to register again his horse which has already registered, with another prefecture or association of prefectures, he shall present his registration licence to the prefecture concerned or to the association of prefectures concerned.

4 In the case as mentioned in the preceding item, no brand shall be done thereon.

5 A horse qualified for start in a race shall be only such a horse as is four or more years old (five or more years old in the case of a obstacle race) and also as has been entered in the registration conducted by the prefecture concerned or association of prefectures concerned (in the registration of horses conducted by a prefecture to which the designated city concerned belongs or by an association of prefectures to which the prefecture belongs in the case of any race of a race meeting held by a designated city); provided that a horse of three years old may be allowed to start in a race (exclusive of a obstacle race) of a race meeting held in or after August.

6 The age of a horse shall be calculated in Japanese way of counting age.

(CONTROL ON PREMISES OF RACE TRACK)

Article 12.

The prefecture or designated city shall, in order to maintain the order on the premises of the race track, perform controls necessary for peace-keeping among visitors, prevention of crimes and fraudulent act relating to races, maintenance of dignity and sanitary condition on the premises of the race track.

(DISPOSITION MADE IN ORDER TO SECURE FAIRNESS OF RACES)

Article 13.

The prefecture or designated city may make the following dispositions, if it is necessary to do so to secure fairness of races or to maintain the order on the premises of the race track:

1. To suspend a horse from start in a race;
2. To suspend a jockey from riding in a race;
3. To warn a horse owner, jockey or groom, or prohibit or suspend him from engaging in the horse racing;
4. To refuse anyone to enter the race track, or to order any visitor to leave the premises of the race track.
- 2 The prefecture or designated city shall, in case where it has made any of the dispositions mentioned in Item 1 to 3 inclusive of the preceding paragraph, notify, in the case of a horse owner or horse, the horse owner concerned or the person who has registered the horse concerned, and, in the case of a jockey, the person who has given licence to him to that effect without delay.

(SALE OF BETTING TICKET)

Article 14.

The sale of betting tickets shall be started after the horses to start in the race concerned have been decided and shall be closed before the horses make starting.

2 The time of decision of a horse to start as mentioned in the preceding paragraph, shall be provided by a regulation concerning operation of the horse racing as mentioned in Art. 5.

3 When the sale of betting tickets has been closed in accordance with the provisions of the preceding two paragraphs, the proceeds of betting tickets on each horse under each system of betting shall be publicly notified at some fixed place on the premises of the race track without delay.

(DEAD HEAT)

Article 15.

If, in the case where the horses of the first, second and third arrival shall be termed winners under the placing system, there are more than two horses of the first or second arrival, the horses of arrival order next the above and downwards shall be regarded as those of arrival order shifted down by one each. (If there are more than two of such horses, the down shift of arrival order shall be made corresponding to the number of such horses exceeding two.) The same shall apply to the case where the horses of the first and second arrival shall be termed winners and there are two or more horses of the first arrival.

2 If there are two or more horses of the first arrival under the forecasting system, the combination of the ballot numbers each of which represents each of such horses shall be termed winner; if there are one horse of the first arrival and two or more horses of the second arrival, the combination of the ballot number representing the horse of the first arrival and either of the horses of the second arrival in correct order shall be termed winner.

Chapter 3. Transfer of Assets.

(REPORT ON RESULTS OF SUCCESSION TO ASSETS)

Article 16.

When a prefecture has succeeded to the assets and liabilities of the federation of horse owners' associations (inclusive of horse owners' association which has the prefectural area under its jurisdiction) in accordance with the provisions of Art. 37, para. 2 of the Law, it shall submit the reports on the classification, price, location and condition of the assets and on the classification and amount of the liabilities to the Minister of Agriculture and Forestry without delay.

2 As for the prices of the preceding paragraph, in case where there are such prices as fixed by laws and orders, the same shall be applicable, and in case where there are no such prices as fixed by laws and orders, current prices shall be applicable; and as for the location of the assets, the locations of the time of succession and of the present time shall be stated.

(PUBLIC NOTIFICATION)

Article 17.

When a prefecture purposes to transfer the assets (exclusive of the assets necessary for the conduct of racing) to which it has succeeded in accordance with the provisions of Art. 37, para. 2 of the Law, it shall make a public notification in regard to the classification, location, condition of the assets concerned, and the time limit for application for purchase.

Article 18.

The public notification as mentioned in the preceding Article shall be made at least more than three times by the time limit for application for purchase and the first public notification be made before at least thirty days of the time limit for application for purchase.

(OTHER PARTY OF TRANSFER)

Article 19.

In case where there is a person who comes under any of the following items, among those who have applied for the purchase in time for the time limit, a prefecture shall have a conference with the said person on the transfer price of the assets concerned:

- 1) Any agricultural cooperative association the membership of which includes all or a part of members of horse owners' associations which organized a federation of horse owners' associations at the time of enforcement of the Horse Racing Law and of the horse owner's association concerned which has the prefectural area under its jurisdiction.

2 Any federation of agricultural cooperative associations the membership of which only included the agricultural cooperative associations concerned as mentioned in the preceding Item.

Article 20.

If, in the case of the preceding Article, there are two or more agricultural cooperative associations or federations thereof, the prefecture shall adopt tenders to decide the other party and prices of transfer.

2 If the other party and prices of transfer has been unable to be decided by tenders, it shall be decided by drawing lots.

Article 21.

If, in the case of Art. 19, no agreement has been reached in the conference or no conference has been able to be held, the agricultural cooperative association or federation of agricultural cooperative associations concerned may submit the case for the decision of the Minister of Agriculture and Forestry in regard to the transfer prices of the assets concerned; provided that this shall not apply to the case thirty days have elapsed from the time limit for application for purchase.

2 If, in the case of the preceding Article, para. 1, a prefecture has any dissatisfaction to the transfer price decided by adopting tenders, the prefecture concerned may submit the case for the decision of the Minister of Agriculture and Forestry in regard to the transfer price of the assets concerned, provided that this shall not apply to the case ten days have elapsed from the day of tenders.

3 When the decision of the preceding two paragraphs has been given by the Minister of Agriculture and Forestry, the agricultural cooperative association or federation of agricultural cooperative associations shall notify in answer the prefecture concerned of whether it will purchase the assets concerned on the conditions suggested by the decision or not within ten days from the date of the decision.

Article 22.

The prefecture may transfer the assets concerned to a person other than persons as mentioned in each Item of Art. 19 only in the case where persons as mentioned in each Item of Art. 19 has not applied for purchase by the time limit for application for purchase publicly notified in accordance with the provisions of Art. 17, or in the case where no application for the decision has been submitted in the course of the period of the proviso of para. 1 of the preceding Article or no notice of purchase has been submitted in the course of the period of para. 3 of the same Article.

Chapter 4. Horse Racing Division and Horse Racing Offices.
(HORSE RACING DIVISION)

Article 23.

The Horse Racing Division shall have the Chief of the Division.

2 The Chief of the Division shall be appointed from among Secretaries or Technicians of Agriculture and Forestry of the first and second rank by the Minister of Agriculture and Forestry.

3 The Chief of the Division shall take charge of the business of the Division under the instruction of his superior.

Article 24.

The Horse Racing Division shall have the Horse Racing Inspectors.

2 The Horse Racing Inspector shall be appointed from among Secretaries of Technicians of Agriculture and Forestry by the Minister of Agriculture and Forestry.

3 The Horse Racing Inspector shall superintend operation of the horse racing under instruction of his superior.

(HORSE RACING OFFICES)

Article 25.

The Horse Racing Offices shall take charge of the business relating to operation of the national horse racing.

Article 26.

The Horse Racing Offices shall be the Sapporo, Tokyo and Kyoto Horse Racing Offices.

Article 27.

The Sapporo Horse Racing Office shall have the Sapporo and Hakodate Race Tracks under its jurisdiction; the Tokyo Horse Racing Office the Fuchu-shi, Niigata, Nakayama, Tokyo and Yokohama Race Tracks; and the Kyoto Horse Racing Office the Kyoto, Hanshin, Kokura and Miyazaki Race Tracks.

Article 28.

A Horse Racing Office shall have the Director.

2 The Director shall be appointed from among Secretaries or Technicians of Agriculture and Forestry of the first or second rank by the Minister of Agriculture and Forestry.

(INCREASE IN PERSONNEL)

Article 29.

Increase in number of full-time Secretaries and Technicians of Agriculture and Forestry to be attached to the Ministry of Agriculture and Forestry and take charge of the business relating to the national horse racing shall be as follows;

Classification of Personnel	Rank		Remarks
	2nd rank	3rd rank	
Secretaries of Min. of A. and F.	73	140	4 of secretaries or technicians of Agri. and Fore. of the 2nd rank may be replaced by secretaries or technicians of Agri. and Fore. of the 1st rank.
Technicians of Min. of A. and F.	54	87	
Total	127	227	

Additional Provisions.

This Cabinet Order shall come into force on and after August 1, 1948.

- 2 A part of the Ordinance concerning the Organization of the Ministry of Agriculture and Forestry (Imperial Ordinance No. 821 of 1943) shall be amended as follows:

Article 15 shall be stricken out.

Article 16 shall be changed to Article 15.

競馬法施行令修正案

(西暦を改定)

七二九

第二條ノ二 法第十九條に規定する競馬場の数は、毎年、年間を通じての数を定める。

第二條ノ三 都道府県及び指定市以外の者は、競馬その他何等の名称をもつてするを問はず、都道府県又は指定市の委託を受けて競馬を開催し、勝馬投票券を発賣し又は拂戻金を交付してはならない。

第二條ノ四 競馬の開催、勝馬投票券の発賣及び拂戻金の交付は、都道府県の行うものにあつては当該都道府県の区域内、指定市の行うものにあつては当該指定市のある都道府県の区域内においてこれを行うを適當とする。

7.31
西村 町一 亭

第二條 競馬の開催、勝馬投票券の発賣及び拂戻金の交付は、都道府
縣又は指定市が、自らこれを行わなければならない。但し、指定市
が、その名において、都道府縣に委託しこれを行う場合はこの限り
でない。

2 都道府縣又は指定市は、請負、委託その他何等の名義をもつてす
るを問わず、都道府縣又は指定市以外の者（團體を含む。）を通じ
前項の規定を免れる行為をしてはならない。

第三條 競馬の開催、勝馬投票券の発賣及び拂戻金の交付は、都道府
縣の行うものであつては当該都道府縣の区域外、指定市の行うもの
であつては当該指定市のある都道府縣の区域外において、これを
行つてはならない。

政令第 号

競馬法施行令

内閣は、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）を実施するため、ここに競馬法施行令を制定する。

目次

第一章 出走

第二章 地方競馬

第三章 賽馬の競渡

第四章 競馬部及び競馬事務所

第一章 出走

（定章）

第一條 競馬法（以下「法律」といふ。）及び該法に基づいて発する命令において「出走」とは、競走のため、同法、発令に基づいて、発走券の

改正を決定会図を受けるといふ。

第二章 地方競馬

（定章）

第二條 競馬の開催、競馬投票券の発売及び拂戻金の交付は、都道府県又は指定市が、自らこれを執行しなければならぬ。但し、指定市が、その名にかいて、都道府県に委託してこれを執行する場合は、この限りでない。

第三條 都道府県又は指定市は、職員、委託その他何等の名称をもつてするを問わず、都道府県又は指定市以外の者（團體を含む。）を漏れず前項の規定を免れる行為をしてはならない。

第三條 競馬の開催、競馬投票券の発売及び拂戻金の交付は、都道府県が行うものにあつては当該都道府県の区域外、指定市の行うものにあつては当該指定市のある都道府県の区域外にかいては、これを行つてはならない。

23.8.2 Wall, 提出
初稿

第四條 農林大臣は、都道府県の組合に対し、地方競馬の登録及び
免許に關し、報告を受けることができる。

(競馬場の設備)

- 四條 競馬場には、左の各号に掲げる設備をしなければならぬ。
- 一 長さ千メートル以上、幅十六メートル以上の馬場
- 二 審判所、検査所、装束所、下見所、勝馬投票券發賣所、拂戻金交付所、入場券發賣所及び競馬場内外の境界さく
- 三 都道府県又は指定市は、競馬場を開設したときは、前項各号に掲げる設備について、遅滞なく、農林大臣に報告しなければならぬ
- 四 第一項各号に掲げる設備が不適当であると認めるときは、農林大臣は、都道府県知事又は指定市の市長に対し、その変更を命ずることが出来る。

(競馬場外の設備の制限)

- 五條 勝馬投票券發賣所又は拂戻金交付所を競馬場外に設置する場合に於ては、当該競馬場から二キロメートル以上離れていなければならぬ。

ない。

- 2 勝馬投票券發賣所及び拂戻金交付所を当該競馬場外に設置するときは、窓口及び指示所を設けなければならない。
- 3 都道府県又は指定市は、勝馬投票券發賣所及び拂戻金交付所を当該競馬場外に設置したときは、それらの位置、設備及び当該競馬場との連絡方法について、遅滞なく、農林大臣に報告しなければならぬ。
- 4 前項の位置、設備及び連絡方法が不適当であると認めるときは、農林大臣は、都道府県知事又は指定市の市長に対し、その変更を命ずることが出来る。

(競走の數等)

- 第六條 競走の數は、一日につき、十二以内とし、日出から日没までの間において、これを行わなければならない。

(実施規程及び登録規程)

- 第七條 都道府縣又は指定市は、競馬を行おうとするときは、競馬の実施に関する規程を定め、農林大臣の認可を受けなければならぬ。
- 2 都道府縣又は都道府縣の組合は、登録を行おうとするときは、登録に関する規程を定め、農林大臣の認可を受けなければならぬ。
- 3 前二項の規定により認可を受けた規程を変更しようとするときは、また前二項と同様とする。
- 4 農林大臣は、都道府縣、指定市又は都道府縣の組合に対し、競馬の実施又は登録に関する規程の変更を命ずることが出来る。
- 第八條 競馬の実施に関する規程には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。
- 一 開催執務委員の執務に関する事項
 - 二 出走馬に関する事項

- 三 着組に関する事項
- 四 発走及び審判に関する事項
- 五 馬主及び騎手に関する事項
- 六 入場者及び入場料に関する事項
- 七 競馬場内の取締に関する事項
- 八 勝馬投票法の種類に関する事項
- 九 勝馬投票券の券面金額及び様式に関する事項
- 十 勝馬投票券の発賣所及び發賣方法に関する事項
- 十一 競馬金交付所及び交付方法に関する事項
- 十二 返還金交付所及び交付方法に関する事項

(開催執務委員)

第九條 都道府縣又は指定市は、競馬を開催しようとするときは、左の各号に掲げる開催執務委員を置かなければならぬ。

- 一 委員長
- 二 審判委員
- 三 発走委員
- 四 検量委員
- 五 番組編成委員
- 六 馬場管理委員
- 七 場内取締委員
- 八 投票委員

(第二章)

第七條 都道府縣又は指定市は、法第二十九條第二号、第四号及び第五号に掲げる者に対し、各その職を表示する章を交付し、競馬開催中は、当該競馬場内において、常にこれを用さなければならない。

(第三章)

第十一條 競走は、きゆう步競走、速步競走、しやうがい、競走及びばんえい、競走の四種とする。

第十二條 きゆう步競走の距離は八百メートル以上、速步競走及びしやうがい、競走の距離は千六百メートル以上、ばんえい、競走の距離は百メートル以上とする。

(馬の登録)

第十三條 馬の登録は、都道府縣又は都道府縣の組合が、馬の所有者（以下馬主という。）の請求により、これを行う。

第十四條 当該都道府縣又は当該都道府縣の組合は、馬の登録をしたときは、当該馬に焼印を押し、馬主に対し、登録証を交付する。

第十五條 登録を受けている馬につき、他の都道府縣又は都道府縣の組合において、更に登録を受けようとするときは、馬主は、登録証を、当該都道府縣又は当該都道府縣の組合に対し、提示しなければならない。

4 前項の場合においては、焼印は、これを押さない。
5 競走に出走させることができる馬は、当該都道府県又は当該都道府県の組合が行う登録（指定市が行う競馬の競走にあつては、当該指定市の属する都道府県又はその都道府県の属する都道府県の組合が行う馬の登録）を受けている四歳以上（いふが競走にあつては五歳以上）の馬でなければならぬ。但し、八月以降に開催する競馬の競走（いふが競走を除く。）にあつては、三歳の馬を出走させることができる。

6 馬の年齢は、数え年によつて計算する。

（競馬場内の取締）

第十條 都道府県又は指定市は、競馬場内の秩序を維持するため、入場者の整理、競馬に關する犯罪及び不正の防止並びに競馬場内における品位及び衛生の保持について必要を取締を行わなければならない。

をい。

（競走の公正を確保するため等の処分）

第十五條 都道府県又は指定市は、競走の公正を確保し又は競馬場内の秩序を維持するため必要があるときは、左の各号に掲げる処分をすることができ。

- 一 馬の出走を停止すること。
- 二 騎手の騎乗を停止すること。
- 三 馬主、騎手又は馬丁に対し戒告し、又は競馬に關與することを禁止し若しくは停止すること。
- 四 入場を拒否し、又は入場者に対し競馬場外への退去を命ずること。

2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第三号までの処分をしたときは、馬主又は馬にあつては、当該馬主又は当該馬を登録した者

に、騎手にあつては、当該騎手を免許した者に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第十條 勝馬投票券の發賣

1 勝馬投票券の發賣は、その競走に出走すべき馬が確定した後に開始し、馬が発走するときまでに締め切らなければならない。

2 前項の出走すべき馬の確定の時は、第七條の競馬の実施に関する規程で、これを定める。

3 第一項の規定により、勝馬投票券の發賣を締め切つたときは、各勝馬投票法に区分した各馬に対する勝馬投票券の發賣枚数を、遅滞なく、競馬場内及び勝馬投票券發賣所を当該競馬場外に設置したときはその發賣所の一定の場所に掲示しなければならない。

第三章 資産の譲渡

(承継の結果の報告)

第十七條 都道府縣が、法第三十七條第二項の規定により、馬匹組合連合会へ縣を区域とする馬匹組合を會社として譲渡したときは、その資産及び負債を承継したときは、資産にあつては、その種類、価格、所在の場所及び状況を、負債にあつては、その種類及び額を、承継の日から二週間以内に、農林大臣に報告しなければならない。

2 前項の價格は、法令により定められた價格があるものについてはその價格により、法令により定められた價格がないものについては時價によるものとし、所在の場所、承継の当時及び現在の場所を記載しなければならない。

(公示)

第十八條 都道府縣は、法第三十七條第二項の規定により承継した資産（競馬に必要な資産を除く。以下同じ。）を譲渡しようとする場合には、当該資産の種類、所在の場所及び状況並びに買受を申し込

かべき期日を公示しなければならぬ。

第十九條 前條の公示は、買受を申し込めべき期日まで、少なくとも三回以上、これをしなければならず、且つその第一回は買受を申し込めべき期日から起算して少くとも三十日以前に、これをしなければならぬ。

(譲渡の方法)

第二十條 資産の譲渡は、法令又はこれに基く行政廳の処分に従つて処分しなければならぬ資産を除き、左の各号に掲げる方法のうちいずれか一により、これを行わなければならない。但し、第三号の方法による場合には、法令又は法令に基く行政廳の命令、許可、認可その他の処分に基く價格（以下公定價格とす。）があるときは、その價格以下の價格、公定價格がないときは時價以下の價格によつて契約を締結してはならぬ。

一 入札

二 競賣

三 隨意契約

(譲渡の相手方)

第二十一條 馬匹組合連合会から承継した資産を、入札の方法により譲渡するにあたり、落札となるべき同價の入札をした者が二人以上ある場合において、競馬法施行の際当該馬匹組合連合会（縣を区域とする馬匹組合を含む。）を組織していた馬匹組合の組合員であつた者又は縣を区域とする当該馬匹組合の組合員であつた者の一部又は一部を組合員とする農業協同組合若しくはその農業協同組合を会員とする農業協同組合連合会がその入札人であるときは、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会をもつて、落札人とする。

入札の方法により資産を譲渡する場合において、前項に規定する

農業協同組合及び農業協同組合連合会以外の者が、最高價の入札をしたときは、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会は、当該都道府県に対し、当該入札価格による当該資産の譲渡を求めることができる。但し、入札の日から五日を経過したときは、この限りでない。

3 前項の規定により縣が譲渡する資産の額の当該馬匹組合連合会（縣を區域とする馬匹組合を含む。）又は縣を區域とする当該馬匹組合の資産の換額に対する割合は、競馬法施行の馬匹組合連合会（縣を區域とする馬匹組合を含む。）を組織していた馬匹組合の組合員の総数又は縣を區域とする馬匹組合の組合員の総数のうち、当該農業協同組合の組合員又は当該農業協同組合連合会を組織している農業協同組合の組合員の数の占める割合をこえてはならない。

第四章 競馬部及び競馬事務所

（競馬部）

第^二_{十三}條 競馬部に、部長を置く。

2 部長は、一級又は二級の農林事務官又は農林技官のうちから、農林大臣が、これを命ずる。

3 部長は、上官の命を受けて、部務をつかさどる。

第^二_{十四}條 競馬部に、競馬監察官を置く。

2 競馬監察官は、農林事務官又は農林技官のうちから、農林大臣が、これを命ずる。

3 競馬監察官は、上官の命を受けて、競馬の実施に関する監察を行う。

（競馬事務所）

第^二_{十五}條 競馬事務所は、國營競馬の実施に関する事務をつかさどる。

裏面白紙

7/12

隨意契の方は、いふに、官を置候しとす。場合におて

蘇

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

後部

12

[illegible]

4月

1

第二十五條 競馬事務所の名称は、札幌競馬事務所、東京競馬事務所及び京都競馬事務所とする。

第二十六條 札幌競馬事務所は、札幌競馬場及び函館競馬場を、東京競馬事務所は、福島競馬場、新潟競馬場、中山競馬場、東京競馬場及び横浜競馬場を、京都競馬事務所は、京都競馬場、阪神競馬場、小倉競馬場及び宮崎競馬場を管轄する。

第二十七條 競馬事務所に、所長を置く。
 2 所長は、一級又は二級の農林事務官又は農林技官のうちから、農林大臣が、これを命ずる。

(職員の増置)
 第二十八條 國営競馬の事務をつかさどるため、農林省に増置される専任の農林事務官又は農林技官は、左の通りとする。

職員の種類	別		備考
	二級	三級	
農林事務官	五十九人	百九人	二級の定員のうち四人を一級とすることが出来る。
農林技官	四十二人	六十九人	
計	九十九	百七十八	

附則

1 この政令は、昭和二十三年八月五日から、これを施行する。
 2 農林省官制（昭和十八年勅令第九百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十五條を削り、第十六條を第十五條とする。

31 July 1948

Article

The holding of local race meetings, sale of betting tickets, ^{and} payment
of dividends ~~and any other incidental business necessary for the operation~~
~~of racing~~ shall be carried on only by the prefectural government or the
designated city government provided that the designated city government
may ^{contract with} ~~employ~~ the prefectural government to act in its name.

The prefectural government or designated city government shall not
commit any deed evading the provisions of the preceding paragraph through
the use of any non-governmental person or body under the pretext of con-
tract work, trust or in any other manner whatsoever.

裏
面
白
紙

競馬法施行令修正案

七二九

第二條ノ二 法第十九條に規定する競馬場の数は、毎年、年間を通じての数とする。

第二條ノ三 都道府縣及び指定市以外の者は、請負その他の何等の名称をもつてするを問わず、都道府縣又は指定市の委託を受けて競馬を開催し、勝馬投票券を発賣し又は拂戻金を交付してはならない。

第二條ノ四 競馬の開催、勝馬投票券の発賣及び拂戻金の交付は、都道府縣の行うものにあつては当該都道府縣の区域内、指定市の行うものにあつては当該指定市のある都道府縣の区域内においてこれを行うを適當とする。

第二條 競馬の開催、勝馬投票券の発売及び拂戻金の交付は、都道府
縣又は指定市が、自らこれを行わなければならない。但し、指定市
が、その名において、都道府縣に委託しこれを行う場合はこの限り
でない。

2 都道府縣又は指定市は、請負、委託その他何等の名義をもつてす
るを問わず、都道府縣又は指定市以外の者（團體を含む。）を通じて
前項の規定を免れる行爲をしてはならない。

第三條 競馬の開催、勝馬投票券の発売及び拂戻金の交付は、都道府
縣の行うものにあつては当該都道府縣の区域外、指定市の行うもの
にあつては当該指定市のある都道府縣の区域外において、これを
行つてはならない。

第二條 競馬の開催、勝馬投票券の発賣及び拂戻金の交付は、都道府
縣又は指定市が、自らこれを行わなければならない。但し、指定市
が、その名において、都道府縣に委託しこれを行う場合はこの限り
でない。

2 都道府縣又は指定市は、請負、委託その他何等の名義をもつてす
るを問わず、都道府縣又は指定市以外の者（團體を含む。）を通じて
前項の規定を免れる行為をしてはならない。

第三條 競馬の開催、勝馬投票券の発賣及び拂戻金の交付は、都道府
縣の行うものにあつては当該都道府縣の区域外、指定市の行うもの
にあつては当該指定市のある都道府縣の区域外において、これを
行つてはならない。